

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月1日 13時40分ごろ
発生場所	京浜港横浜区N3錨地 横浜南本牧ふ頭南防波堤灯台から真方位179° 1.1海里付近 (概位 北緯35° 22.7' 東経139° 40.7')
事故の概要	LPGタンカー <sup>シーハンセリーナ</sup> SAEHAN SELINAは、航行中、錨泊中の貨物船 <sup>しんたいほう</sup> 新大宝と衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A LPGタンカー SAEHAN SELINA（パナマ共和国籍）、3,428 トン 9615341（IMO番号）、SMC SELINA S.A. B 貨物船 新大宝、435トン 132445、大宝海運有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A バルバスバウに凹損 B 右舷船首部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 7、視界 良好 海象：波高 約1.5m 神奈川県横浜市には、令和2年6月30日10時56分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であつた。
事故の経過	A船は、船長Aほか15人（大韓民国籍3人、インドネシア共和国籍4人、フィリピン共和国籍8人）が乗り組み、北東進中、船長Aが、右舷船首方に錨泊中のB船の南方海域に錨泊しようと考え、B船を右舷船首方約500mに見て同錨地に向かって右転したところ、南西の風に圧流されてB船に接近し、衝突を避けようと機関を後進として引き続き錨を投下したものの、船首部がB船の右舷船首部に衝突した。 船長Aは、A船の旋回径が約400mであるので、右旋回できると思っていた。 B船は、錨泊中、A船と衝突した。
分析	A船は、錨泊する目的で北東進中、風力7の南西風が吹く状況下、船長Aが、A船の旋回径が約400mのところ、右舷船首方に錨泊中

	<p>のB船の南方海域に錨泊しようと考え、B船を右舷船首方約500mに見て右転したことから、風浪に圧流されて旋回径が大きくなり、B船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が、錨泊する目的で北東進中、風力7の南西風が吹く状況下、船長Aが、A船の旋回径が約400mのところ、右舷船首方に錨泊中のB船を右舷船首方約500mに見て右転したため、風浪に圧流されて旋回径が大きくなり、B船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 錨泊中の他船に接近する際には、自船の舵力及び風等による圧流を考慮し、十分な距離を保って操船すること。</li></ul>